

# 旭区内で引っ越したら（区内異動）



項目	対象となる方など	内容	担当窓口
<b>住民異動届</b>			
旭区内で転居	旭区内で転居される方	免許証等(本人確認用)をご持参ください。	1階 11番 窓口サービス課 (住民登録) (06) 6957-9963
<b>印鑑登録・マイナンバーカード等に関すること</b>			
印鑑登録	印鑑登録をされる方	大阪市内で登録した印鑑登録証は、引き続きご使用いただけます。	
住民基本台帳カード	顔写真付きカードをお持ちの方	有効期限まで利用可能ですので、新住所を記載し継続利用処理を行います。 お持ちの <u>住民基本台帳カード</u> をご持参ください。	
		なお、電子証明書の発行・更新を希望される場合は、住民基本台帳カードからマイナンバー(個人番号)カードへの切替が必要です。  また、住民基本台帳カードでコンビニ交付サービスに必要な利用登録は、令和元年12月27日をもって終了しました。	
マイナンバー(個人番号)カード	マイナンバー(個人番号)カードをお持ちの方	新住所を記載し、公的個人認証サービスの継続利用処理を行います。 お持ちの <u>マイナンバー(個人番号)カード</u> をご持参ください。	1階 11番 窓口サービス課 (住民登録) (06) 6957-9963
	公的個人認証サービスご利用の方	住所変更を行うと署名用電子証明は失効します。 あらたに公的個人認証サービスを利用するためには、マイナンバー(個人番号)カードに搭載される「電子証明書」が必要です。 お持ちの <u>マイナンバー(個人番号)カード</u> をご持参ください。	
在留カード等	外国籍をお持ちの住民の方	新住所を記載しますので、 <u>在留カード等</u> をご持参ください。	

※ 必ず裏面もご覧ください。

項目	対象となる方など	内容	担当窓口
健康保険・医療費助成・介護保険に関すること			
国民健康保険	74歳以下の国民健康保険の対象となる方	住所を訂正しますので、転居された方 <u>全員の健康保険証と免許証等(本人確認用)</u> をご持参ください。	1階 8番  窓口サービス課 (保険年金) (06) 6957-9956
後期高齢者医療制度	後期高齢者医療制度の対象となる方	窓口で手続き終了後、1週間程度で新住所を記載した保険証を簡易書留で送付します。	
各種医療費助成	各種医療助成の対象となる方	①こども医療(18歳に達する日以後の最初の3月31日までのこどもがおられる方)②ひとり親家庭等医療の医療証③重度障がい者医療をお持ちの方は住所変更の手続きが必要です。 お持ちの <u>医療証</u> をご持参ください。	①② 2階 26番  保健子育て課 (子育て支援) (06) 6957-9173  ③ 2階 28番  福祉課 (地域福祉) (06) 6957-9857
介護保険	65歳以上の方 40~64歳の方で 介護認定を受けておられる方	手続きは必要ありません。 後日、住所変更後の介護保険証を送付します。	2階 29番  福祉課 (介護保険) (06) 6957-9859
18歳以下のこどもがいる方			
就学 (小学校 中学校)	校区が変更となる方	通学していた学校で転退学の手続きを行い、その際に発行される在学証明書をご持参ください。	1階 11番  窓口サービス課 住民登録担当 (06) 6957-9963
児童手当	中学3年生終了までの児童を養育されている方	住所変更の手続きを行ってください。	
児童扶養手当	児童扶養手当認定中の方	住所変更の手続きが必要です。 <u>児童扶養手当証書</u> 、 <u>新居の賃貸契約書・不動産登記簿謄本</u> などをご持参ください。 状況に応じて必要書類が異なりますので、詳しくは担当窓口にお問い合わせください。	2階 26番  保健子育て課 (子育て支援) (06) 6957-9173
保育所	保育所 (大阪市認可) 入所中の方 申込み中の方	住所変更の手続きが必要です。	
母子健康手帳	現在妊娠中の方及び乳幼児がおられる方	住所変更届が必要ですので、 <u>母子健康手帳</u> をご持参ください。	2階 25番  保健子育て課 (保健衛生) (06) 6957-9882

※ 必ず裏面もご覧ください。

項目	対象となる方など	内容	担当窓口
各種保健福祉サービスを受給中の方			
身体障がい者手帳	身体障がい者手帳をお持ちの方	各種手帳、重度障がい者医療、自立支援医療(更生医療・精神通院・育成医療)等の住所変更手続きが必要です。 <u>お持ちの手帳、医療証、受給者証をご持参ください。</u>	2階 28番
精神障がい者保健福祉手帳	精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方		
療育手帳	療育手帳をお持ちの方		
特定医療費(指定難病)	特定医療費(指定難病)の受給者証をお持ちの方	住所変更の手続きが必要です。 <u>お持ちの受給者証をご持参ください。</u>	
小児慢性特定疾病	小児慢性特定疾病の助成を受けておられる方	住所変更手続きが必要です。 お持ちの受給者証等をご持参ください。	
公害健康医療	公害医療手帳をお持ちの方	住所変更手続きが必要です。 公害医療手帳等をご持参ください。	2階 25番
被爆者健康手帳	被爆者健康手帳をお持ちの方	住所変更手続きが必要です。被爆者健康手帳をご持参のうえ、詳しくは担当にお尋ねください。	保健子育て課 (保健衛生) (06) 6957-9882



旭区マスコット  
キャラクター  
「しょうぶちゃん」



旭区イタセンパラ  
マスコット  
キャラクター  
「パラッチ」

※ 必ず裏面もご覧ください。

## 旭区役所 庁内平面図

3階



2階



1階



エレベーター



トイレ



自動体外式除細動器  
AED



多機能トイレ



？ あんない



授乳室



自動販売機



おしつ交換台

令和4年4月 作成

※ 必ず裏面もご覧ください。